

第3章 水質汚濁対策

第1節 法律、条例に基づく規制

第1 規制の概要

1 規制対象施設の拡大

府域における公共用水域の水質汚濁の防止については、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）及び府公害防止条例に基づき、特定施設又は届出施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排出水について規制を行っている。

昭和51年5月、水質汚濁防止法施行令の一部改正（昭和51年政令第122号）により、水道施設のうち浄水施設（浄水能力10,000m³/日以上の上澄み施設、ろ過施設）及び中央卸売市場に設置される水産物の卸売場、仲卸売場が新たに特定施設としてそれぞれ追加された（規制は1年間の適用猶予がある。）。

また、時限立法である瀬戸内海法の有効期限が昭和53年10月31日まで2年間延長された。

2 排水基準の強化等

環境管理計画に示す水質汚濁負荷量の削減目標及び瀬戸内海法に基づく汚濁負荷量の削減目標を達成するため、昭和49年10月、上乗せ条例及び府公害防止条例に基づく排水基準が全面的に改正され、段階的に強化、実施されることとなり、その第3次（最終）が昭和51年11月から適用されている。

これら水質汚濁防止法及び府公害防止条例に基づく工場・事業場に対する規制権限は、大阪市、堺市、東大阪市、吹田市、豊中市、高槻市、八尾市及び枚方市の8市に、瀬戸内海法に基づく規制権限は大阪府に委任されている。

第2 施設設置の現況

1 施設設置の許可及び届出件数

府下の公共用水域に1日当たりの最大排水量50m³以上の排出水を排出する特定事業場における特定施設の瀬戸内海法に基づく新・増設、構造の変更等に係る許可及び届出の状況は表3-3-1のとおりである。

また、1日当たりの最大排水量50㎡未満の特定事業場及び瀬戸内海法第5条の政令で定めるものにおける特定施設の設置、構造の変更等に係る届出の状況は表3-3-2のとおりであり、上水源地域に府公害防止条例に定める届出施設を設置する場合の同条例第43条に基づく許可等の状況は表3-3-3のとおりである。

2 特定（届出）施設の設置工場の現況

瀬戸内海法、水質汚濁防止法及び府公害防止条例に基づく許可及び届出工場・事業場数は、昭和52年3月31日現在で4,874であり、これら工場等を水域別業種別にみると、表3-3-4のとおりである。

表3-3-1 瀬戸内海法に基づく許可及び届出件数（昭和51年度）

種 別	府・市	大 阪 府	大 阪 市	合 計
設 置 許 可		96	0	96
使 用 届 出		23	6	29
構 造 変 更 許 可		192	6	198
構 造 変 更 届 出		0	0	0
氏 名 変 更 届 出		68	7	75
汚 染 状 態 変 更 届 出		30	1	31
廃 止 届 出		81	8	89
承 継 届 出		22	1	23
鉦 山 等 使 用 届 出		0	0	0
合 計		512	29	541

表3-3-2 水質汚濁防止法に基づく届出件数（昭和51年度）

種 別	府・市	大 阪 府	大 阪 市	堺 市	東 大 阪 市	豊 中 市	吹 田 市	高 槻 市	八 尾 市	枚 方 市	合 計
設 置 届 出		186	12	21	31	5	5	15	27	9	311
使 用 届 出		129	7	38	22	1	5	12	15	4	233
構 造 変 更 届 出		99	2	19	15	0	3	4	19	8	169
氏 名 変 更 届 出		38	1	4	5	0	1	10	6	6	71
廃 止 届 出		48	11	4	5	4	0	5	6	3	86
承 継 届 出		8	1	0	0	1	1	1	0	5	17
合 計		508	34	86	78	11	15	47	73	35	887

表3-3-3 府公害防止条例に基づく許可及び届出件数（昭和51年度）

種 別	府・市	大 阪 府	大 阪 市	堺 市	東 大 阪 市	豊 中 市	吹 田 市	高 槻 市	八 尾 市	枚 方 市	合 計
設 置 届 出		198	18	35	53	9	12	28	32	10	395
使 用 届 出		135	7	40	29	3	4	13	23	5	259
構 造 変 更 届 出		233	10	62	26	4	13	21	39	28	436
氏 名 変 更 届 出		68	8	18	8	0	6	20	13	15	156
廃 止 届 出		91	22	16	12	10	6	19	14	15	205
承 継 届 出		20	2	2	1	1	3	4	1	4	38
事 故 届 出		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
事 故 完 了 届 出		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
設 置 許 可		57	0	0	0	0	0	7	0	13	77
合 計		804	67	173	129	27	44	112	122	90	1,568

(昭和52年3月31日現在)

業種	水城		大和川下流		泉州上水源		泉州一般		泉州臨海		合計	
	府・委任市		大府府 委任市		大府府 委任市		大府府 委任市		大府府 委任市		大府府 委任市	
	規 制	計	規 制	計	規 制	計	規 制	計	規 制	計	規 制	計
食料品製造業	3	3	3	3	1	1	3	3	2	2	3	3
繊維製品製造業	2	2	2	2	3	3	63	63	34	34	97	97
木材・木製品製造業							4	4				
パルプ・紙・紙製品製造業							4	4				
出版・印刷業												
化学工業					1	1	7	7	8	8	7	7
石油製品又は石炭製品製造業									2	2	2	2
ゴム製品製造業									2	2	2	2
皮革業												
窯業・土石製品製造業												
鉄業	1	1					2	2	1	1	3	3
非鉄金属製造業			1	1	1	1	20	20	3	3	23	23
金属製品製造業	5	5	1	1	6	6	4	4	9	9	2	2
機械器具製造業	4	4	1	1	5	5	1	1	11	11	12	12
製造業一般									3	3	3	3
電気供給業												
皮革製業施設	2	2										
洗濯たく業	1	1										
自動式洗車施設												
水道施設												
旅館業			1	1	1	1	7	7	6	6	1	1
試験・研究機関	2	2							5	5	2	2
し尿処理施設	2	2	9	9	11	11	7	7	45	45	12	12
下水処理未処理施設												
給食業												
産業娯楽物心理施設												
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	23	23	13	13	36	36	14	13	14	13	160	158
											85	85
											243	243
											20	20
											29	29
											49	49
											507	507
											469	474
											1,011	981

(昭和52年3月31日現在)

業種	水城			大和川下流			泉州上水源			泉州一般			泉州臨海			合計											
	府・委任市 対象	大阪府 届出	委任市 届出	大阪府 届出	委任市 届出	計	大阪府 届出	委任市 届出	計	大阪府 届出	委任市 届出	計	大阪府 届出	委任市 届出	計	大阪府 届出	委任市 届出	計									
																			規 制	規 制	規 制	規 制	規 制	規 制	規 制	規 制	規 制
食品製造業		8	1			8	1	2			2																
繊維製品製造業				28	1	29																					
木材・木製品製造業		2	1			2																					
木材・紙・紙加工品製造業																											
出版・印刷業																											
化学工業		3	1			3																					
石油製品又は石油製品製造業																											
ゴム製品製造業																											
皮革																											
窯業・土石製品製造業																											
鉄鋼		1				1																					
非鉄金属製造業																											
金属製品製造業																											
機械器具製造業		1				1																					
製造業一般																											
方																											
家畜飼養施設		1				1																					
洗たく業																											
自動式洗車施設																											
水道施設																											
旅館業																											
試験・研究機関																											
下水道処理施設																											
下水道終末処理施設																											
給食		2				2																					
産業廃棄物処理施設		2				2																					
その他																											
合計	15	1	7	22	1	35	1	35	1	83	7	23	4	106	11	15	5	22	12	37	17	341	82	289	92	630	174

第3 取締り指導状況

府並びに大阪市等8市の政令市においては、昭和51年度には延5,933工場・事業場に対して立入検査を実施し、排出水の採取検査、汚水処理施設の維持管理の改善など排水基準の遵守について指導を行った。

このうち排水基準に適合しないおそれのある15工場に対しては、水質汚濁防止法第13条の規定に基づき改善命令を発するとともに、汚水処理施設等を改善させた。

また、CODなどの汚濁負荷量削減のための上乗せ排水基準の第2次（昭和51年5月）及び第3次（昭和51年11月）適用の対象工場について、特に泉州地域におけるいわゆる地場産業である繊維産業等の工場及び新たに規制される1日当たり排水量30m³以上50m³未満の小規模工場に改善の立遅れがみられたので、地元市の協力を得て重点的に指導を行った。昭和51年度における立入検査状況は表3-3-5のとおりである。

表3-3-5 立入検査状況（昭和51年度）

水 域	工場数 府・委 任市	立 入 検 査 工 場 数									改 善 命 令 工 場 数										
		大 阪 府	大 阪 市	堺 市	東 大 阪 市	豊 中 市	吹 田 市	高 槻 市	八 尾 市	枚 方 市	合 計	大 阪 府	大 阪 市	堺 市	東 大 阪 市	豊 中 市	吹 田 市	高 槻 市	八 尾 市	枚 方 市	合 計
淀川		128					162		155	445											
神崎川	上流	127		6			4			137											
	下流	253	26	46		85	133	308		851											
寝屋川		588	151		723			422	33	1,917	2			7 (3)				3	1	13 (3)	
大阪市内河川			78							78											
大和川	上流	461								461											
	下流	95	4							99											
泉州	上水源	49								49											
	一 般	545		789						1,334		2									2
	臨 海	185		377						562											
合 計		2,431	259	1,218	723	85	133	474	422	188	5,933	2	2	7 (3)				3	1	15 (3)	

(注) 1 立入検査工場数は延数である。

2 改善命令工場数の()は、併せて施設の一時停止命令を発した工場数で、内数である。

第2節 水質汚濁負荷量削減計画の推進

環境管理計画においては、BOD等の有機性汚濁物質、亜鉛、銅等の重金属類のほか、窒素、リン等の未規制物質についても目標を設定している。

これらの目標を達成するためには、産業排水のみならず、生活排水をも含めた総合的な対策が必要であるが、当面、産業排水に係るこれらの汚濁負荷量の削減を図るため、水質汚濁負荷量削減計画を推進している。

1 有機性汚濁物質（BOD、COD等）の削減

瀬戸内海法の施行に伴い、産業排水に係るCOD汚濁負荷量を昭和47年度の149トン/日から昭和51年11月までに74トン/日以下に削減することとされたので、環境管理計画に示す昭和51年度の削減目標達成を同時に満足するように上乘せ排水基準を強化したところであるが、昭和51年11月時点におけるCOD汚濁負荷量は68.5トン/日まで削減され、瀬戸内海法に示す目標を達成した。また、環境管理計画の産業排水に係るBOD汚濁負荷量の昭和51年度の目標98.1トン/日についても同様に達成した(表3-3-6)。

表3-3-6 産業排水に係るCOD汚濁負荷量削減状況

(単位：トン/日)

区	分	負荷量	備考
昭和47年度排出負荷量		151.29	環境庁試算は149トン/日
昭和51年度推定排出負荷量		158.42	工業用水の延び等を勘案して推定
削減目標汚濁負荷量	昭和50年11月	27.94	削減率17.6%
	昭和51年5月	12.58	削減率7.6%
	昭和51年11月	45.96	削減率29.0%
	計	86.48	削減率54.5%
昭和51年度目標排出負荷量		71.94	環境庁割当て負荷量は74トン/日
昭和51年11月実測排出負荷量		68.53	産業排水汚濁負荷量実測調査より算出

2 基礎調査・研究の実施

(1) 河川流域別汚濁発生源基本調査

府下各河川において環境基準を達成するためには、その基礎資料となる発生源別の汚濁寄与率をは握して適切な対策を実施していく必要があり、また、昭和51年度は、環境管理計画に示す中間の目標年次でもあるので、河川流域別の汚濁負荷量の算出を行った。

(2) 産業排水汚濁負荷量調査等

昭和51年度においては、環境庁の委託により、次のような調査を実施した。これらの調査結果は、今後の水質汚濁対策の基礎資料として活用することとなる。

ア 産業排水汚濁負荷量調査

瀬戸内海法に基づくCOD汚濁負荷量の削減状況を確認し、今後の排水規制のあり方の検討を行うため、産業排水に係る汚濁負荷量調査を実施した。

イ 瀬戸内海汚濁調査及び栄養塩類収支挙動調査

瀬戸内海の水質汚濁及び赤潮発生のメカニズムの解明を目的とする調査の一環として、瀬戸内海関係府県市と協力して、窒素、リン、栄養塩類を主体とした調査を実施した。

ウ 河川水質汚濁調査

淀川の水質汚濁のメカニズムを解明し、総合的な水質汚濁防止対策を図るための基礎資料とする目的で、淀川上流府県と協力して流達時間を考慮した水質調査を実施することとし、昭和51年度は特に淀川の支川を中心に調査を行った。

エ 底質環境調査

水銀等による底質の汚染状況をは握して環境浄化対策に必要な基礎資料とするため、大和川水域及び堺・泉北海域において水銀等の底質環境調査を実施した。

オ 工場等の排水量等実態調査

工場等の排水路の形状・構造、排水量の変動状況等を調査し、量規制の導入に伴う排水管理の強化の一環として、事業者に対する流量、負荷量等の測定の指導指針作成のための基礎資料を得るため、排水量等の実態調査を実施した。

第3節 下水道の整備及び河川等の浄化事業

第1 下水道法の整備強化

都道府県は、水質汚濁に係る環境基準を達成するため、公共用水域又は海域ごとに下水道の整備に関する総合的な基本計画（以下「流域別下水道整備総合計画」という。）を策定しなければならないものとされている（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条の2）。

このため、本府においても下水道の総合的、効果的な整備を行う指針とするための流域別下水道整備総合計画を策定すべく、現在、調査を進めているところである。

昭和51年5月、下水道法の一部改正（昭和51年法律第29号）により、水質汚濁防止法と同程度に工場からの下水の排水規制を強化するとともに、終末処理場における流入水質の適正化を図るため、特定施設の設置の事前届出を義務付け、計画変更命令及び下水排水基準に適合しないおそれがあると認めるときは改善命令又は排水停止命令を行うことができることとするほか、直罰規定の導入など関係規定の整備が行われた。

第2 下水道の整備事業

1 流域下水道

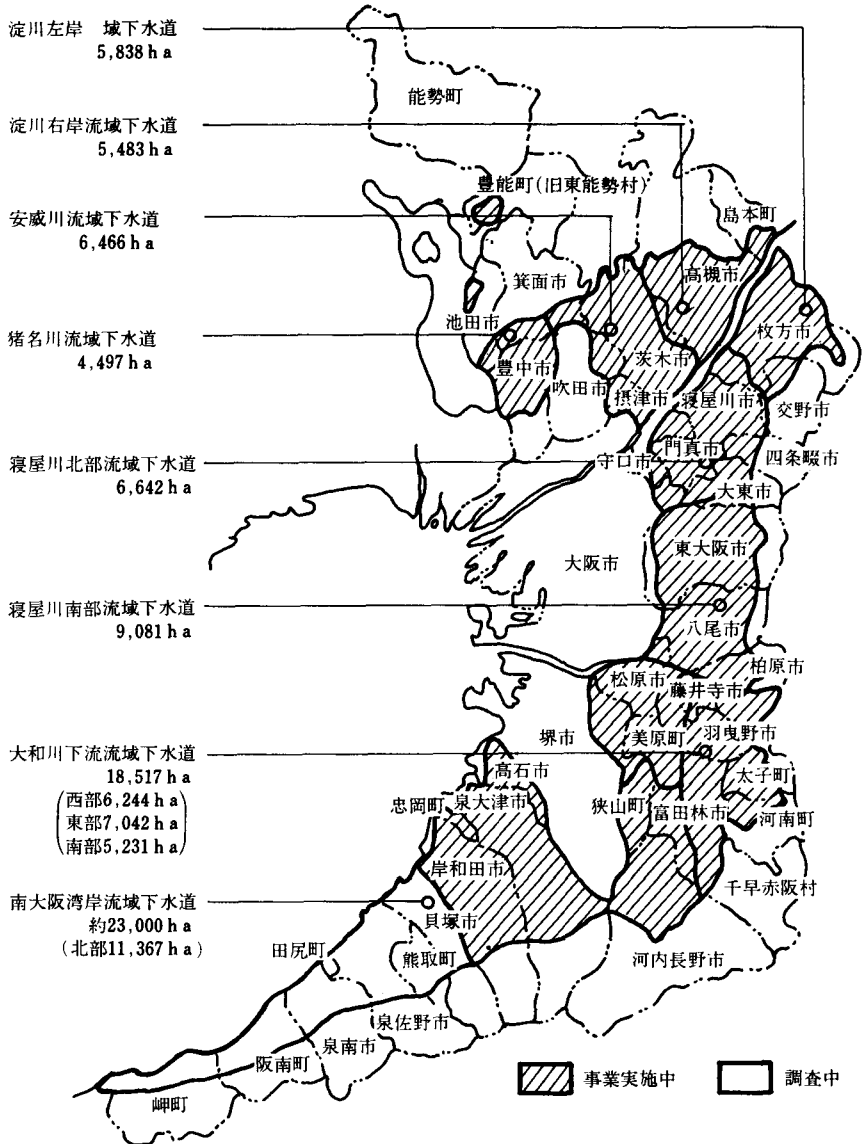
多くの市町村の市街地が隣接し、連たんしている地域においては、市町村ごとに下水道を整備するよりは、河川の流域を単位として市町村の境界にとらわれず広域的に下水道を整備することが合理的かつ経済的である。

本府においては、このような考えに基づいて昭和40年度から流域下水道事業を推進してきた（図3-3-1）。

昭和51年度においては表3-3-7のとおり寝屋川北部流域、寝屋川南部流域、猪名川流域、安威川流域、淀川右岸流域、淀川左岸流域、大和川下流流域及び南大阪湾岸流域の8流域において流域下水道事業（総額192億5,135万円）を実施した。

図3-3-1 流域下水道事業計画区域図

(昭和52年3月31日現在)



2 公共下水道

市街地から排出される汚水や雨水を完全に排除し、家庭し尿を水洗処理するためには、家庭下水を下水道に排出させ、終末処理場において処理する必要がある。

昭和51年度においては、府企業局及び大阪市ほか26市4町1組合で総額549億900万円（うち府補助金15億2,600万円）で公共下水道事業が実施された。

昭和51年度末の府域における下水道整備状況（行政区域内人口に対する比率）は、排水施設については50.2%であるが、大阪市（95.0%）を除けば28.4%である。また、処理施設については49.0%であり、大阪市（95%）を除けば26.6%にとどまっている。（図3-3-2及び図3-3-3）。

図3-3-2 下水道整備状況

（昭和52年3月31日現在）

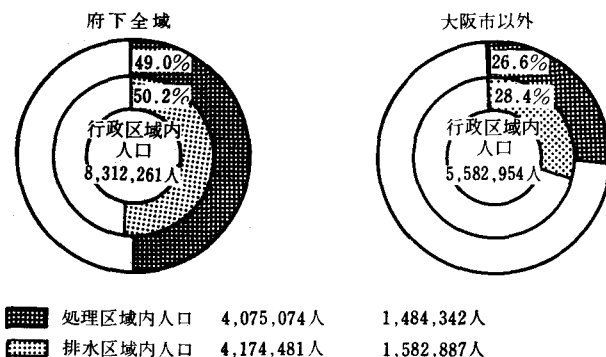
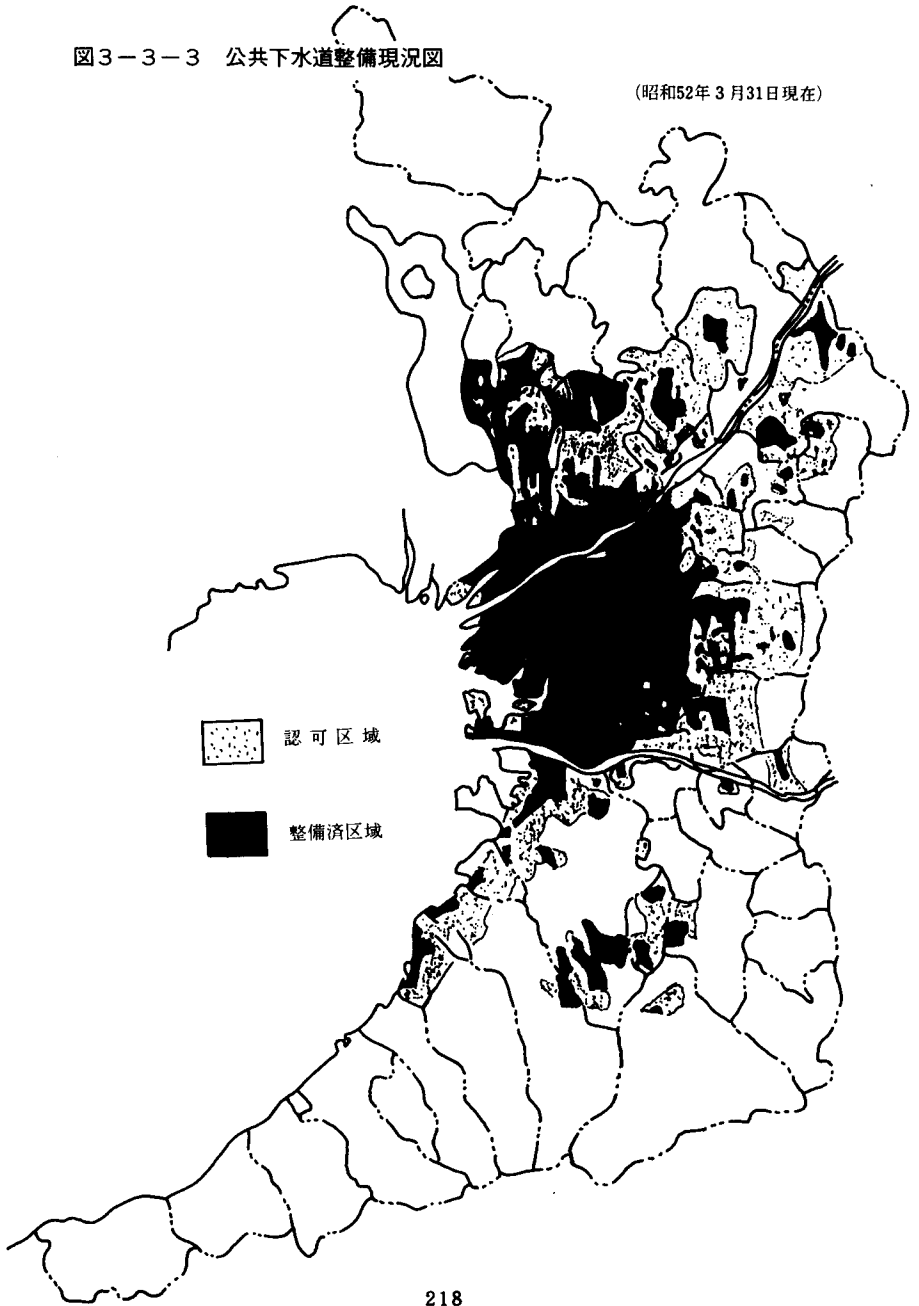


図3-3-3 公共下水道整備現況図

(昭和52年3月31日現在)



3 都市下水道

都市下水道は、市街地において雨水を排除する必要がある場合に設置されるものであるが、昭和51年度には、高槻市ほか16市1組合において総額15億4,800万円（うち府補助金1億3,920万円）で30水路について都市下水道整備事業が実施された。

4 特定公共下水道

特定公共下水道は、主として工場排水を排除する場合に設置されるものであるが、昭和51年度には東大阪市において総額4億円（うち府補助金4,250万円）で特定公共下水道事業が実施された。

5 特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道は、農山漁村の主要な集落及び湖沼周辺等において環境保全のため、特に緊急に実施する必要がある場合に設置されるものであるが、昭和51年度には池田市において総額1,100万円ですべて環境保全公共下水道事業が実施された。

第3 第4次下水道整備5カ年計画の推進

近年、都市化現象は著しく、公共用水域の水質汚濁は悪化の一途をたどっている。府としてもこれに対処すべく、立ち遅れている下水道整備を強力的に推進するために下水道整備緊急措置法（昭和42年法律第41号）に基づく国の施策に合わせ、第1次（昭和38年度～昭和42年度）、第2次（昭和42年度～昭和46年度）、第3次（昭和46年度～昭和50年度）に引き続き昭和51年度を初年度とする第4次下水道整備5カ年計画を策定し、流域下水道及び公共下水道等の整備促進を図っている。

第4次5カ年計画による昭和51年度末における下水道の普及状況及び昭和55年度末の目標普及率は表3-3-8のとおりである。

表3-3-8 第4次下水道整備5カ年計画による普及状況 (処理人口普及率:%)

区分	年度	昭51	55(目標)
大 阪 市		95.0	98.4
大 阪 市 を 除 く 府 域		26.6	41.0
府 全 域		49.0	60.0

第4 その他の関連事業

1 都市河川浄化事業及び河川環境整備事業

河床に沈でんした汚では、河川の水質を悪化させるとともに、硫化水素ガス等による悪臭の発生原因となっている。このため、昭和51年度において神崎川、堂島川の汚でい約2万9,200㎡をしゅんせつしたほか、府下の各河川で約8万8,000㎡の汚でいのしゅんせつを行った。

また、不法投棄等により河川の堤防敷地内に堆積し、又は水面に浮遊するじんかい等の清掃を実施するとともに、河川パトロールを強化して、汚物、じんかい等の不法投棄の取締りを行った。

更に、府民に公德心の高揚を呼びかけるため、河川敷への不法投棄の防止の立札を126本設置したほか、河川愛護精神の啓発用ポスター（5,000枚）の配付等を行った。

2 港湾の浄化事業

本府では、堺泉北港における船舶から排出される油・ごみ及び河川から流入するごみ等を総合的に処理する施設として堺泉北港船舶廃油処理場を堺第7-3区埋立地内に設置し、その施設運営並びに油回収船、清掃船の運営については、社団法人大阪府清港会に委託し港湾の浄化に努めている（表3-3-9）。

表3-3-9 港湾浄化事業実施状況(昭和51年度)

(1) 廃油処理実績

区 分	水 バ ラ ス ト	ビ ル ジ	コレクトオイル
隻 数	4 (4)	68	23 (1)
処理量 (㎡)	19.0	195.4	128.2

(注) 隻数欄の()内は、ビルジ処理の際に水バラスト、コレクトオイルも併せて処理した隻数の内数である。

(2) 清掃船の実績

区 分	北泊地	西泊地	南泊地	浜 寺 地	浜 水 寺 路	大 津 地	大津南地	防 堤 波 外	その他	合 計
出 動 回 数	106	81	82	14	8	9	5	—	—	305
回 収 量(㎡)	929	201.5	151	16.5	11.0	14.5	17	—	—	1,340.5

3 港湾の緑化事業

本府では、昭和48年度から港湾の環境整備事業として堺泉北港及び阪南港の公共ふ頭で緑地の建設を行っており、昭和51年度には泉北5区、泉北7区の緑道、阪南1区のグリーンベルト、忠岡地区の緑地の建設を行うとともに、樹木の剪定、灌漑等の維持管理を行った（表3-3-10）。

表3-3-10 緑地建設の進捗率

地 区		全体計画	昭和50年度	昭和51年度	昭和51年度までの進捗率
堺泉北港	泉北1区	2,590 m ²	2,590 m ²	0 m ²	100 %
	〃 4区	3,670	3,670	0	100
	〃 5区	49,900	22,713	2,172	50
	〃 6区	53,340	0	0	0
	〃 7区	67,000	0	9,133	14
	計	176,500	28,973	11,305	23
阪南港	阪南1区	44,040	7,305	3,602	25
	岸和田地区	27,500	1,500	0	5
	忠岡地区	7,300	1,956	5,344	100
	木材地区	6,550	6,550	0	100
	計	85,390	17,311	8,946	31
合 計	261,890	46,284	20,251	25	

4 浄水場の浄化事業

水質汚濁防止対策の一環として、村野、庭窪、大庭及び三島浄水場における沈でん汚での処理を実施しており、昭和51年度においては、三島浄水場の排水処理施設を完成させるとともに、各浄水場において沈でん汚で約2万7,600トンの処理を行った（表3-3-11）。

表3-3-11 浄水場沈でん汚で処理状況(昭和51年度)

(単位：トン)

浄水場	村野	庭窪	大庭	三島	合計
処理量	15,300	3,263	7,891	1,108	27,562

第4節 公共用水域の監視等

第1 公共用水域の水質測定計画

水質汚濁防止法第16条及び府公害防止条例第59条の規定に基づき、府域の主要80河川（113地点）及び大阪湾海域（18地点）に調査地点を設定し、河川ではシアン、カドミウム等健康項目を含む32項目、海域では健康項目を含む30項目について、毎月、定期的に監視測定を行っており、大阪湾海域の調査地点のうち9地点については16項目の底質調査も併せて実施した。

昭和52年度の測定計画については、府水質審議会の答申(昭和52年2月16日「水質汚濁防止法第16条の規定による公共用水域の測定計画について(昭和52年2月16日諮問)」に係る答申)に基づき、河川については昭和51年度の基準点を基準点Aに、また、準基準点のうち5地点を基準点A、25地点を基準点Bとし、調査回数の拡充を図るとともに、海域についても昭和51年度の準基準点を基準点にし、調査の充実を図った。

この測定計画の概要は表3-3-12のとおりである。

第2 水質自動監視所による監視、測定

水質の自動測定については、本府では昭和45年度に一津屋（摂津市）に水質自動監視所を設置しているが、このほか大阪市では昭和45年度から昭和51年度にかけて計10地点、茨木市では昭和46年度に安威川流域に1地点、また、国においては近畿地方建設局が昭和45年度から昭和47年度の間に計7地点を設置し、現在、18地点で水質自動測定施設が稼動している（表3-3-13及び図3-3-4）。

測定項目については、水温、水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、濁度、電導度、シアン、COD、全有機炭素（TOC）、総酸素消費量（TOD）、酸化還元電位（ORP）である。

また、海域においては、昭和48年度に府が海域自動観測ブイ局（泉佐野沖）及びその基地局（府水産試験場）を設置して、水温、塩分、水素イオン濃度（pH）、流向、流速について連続測定を行っている。

表3-3-3-12 公共用水域の水質測定計画（昭和52年度）

(1) 測定点及び測定機関

水 域	区 分	測				機						合 計	
		大 阪 府	近 畿 地 方 建 設 局	大 阪 市	堺	市	東 大 阪 市	高 槻 市	枚 方 市	市			
淀川水域	基準点		8				3	3	3				14
	準基準点												
神崎川水域	基準点	11	3										14
	準基準点	6											6
寝屋川水域	基準点	5		1			1						7
	準基準点	3		2			2		3				7
大阪市内 河川水域	基準点			11									11
	準基準点			1		12							1
大和川水域	基準点	5	5		1			2					11
	準基準点				1								1
泉州諸河川 水域	基準点	22			1			9					23
	準基準点	10	32		8								18
大阪湾水域	基準点	15	18										15
	準基準点	3											3
合 計	基準点	58	16	12	2	15	1	11	3	3	3		95
	準基準点	22	80	3	9		2		2				36

(2) 測定回数

区分	河		川		海		城		
	区分	生活環境項目 その他の項目	健康項目A	健康項目B	特殊項目	生活環境項目 その他の項目	健康項目A	健康項目B	特殊項目
水質	A	年12回(毎月) 年12回(毎月)	年12回(毎月)	年2回(8月、翌年2月)	年2回(ただし、総窒素、総リンは年4回) (8月、翌年2月、ただし、総窒素、総リンは5月、8月、11月、翌年2月)	年12回(毎月)	年2回(8月、翌年2月)	年1回(8月)	年2回(8月、翌年2月)
	B		年4回(5月、8月、11月、翌年2月)	年1回(8月)	年1回(ただし、総窒素、総リンは年2回) (8月、ただし、総窒素、総リンは、8月、翌年2月)				
測定基準	C	年1回以上(各1回について、2時間おき13回採水分析する。)							
			年4回(5月、8月、11月、翌年2月)	年1回(8月)	年1回(ただし、総窒素、総リンは年2回) (8月、ただし、総窒素、総リンは、8月、翌年2月)				
底質測定						年2回(8月、翌年2月)	年1回(8月)	年1回(8月)	年1回(8月)

表3-3-13 水質自動測定施設設置状況

(昭和52年3月31日現在)

番号	河川名	測定地点	設置主体	設置年度	測定項目							
					水温	PH	DO	濁度	電導度	COD	シアン	その他
1	淀川	枚方大橋 右岸	近畿地方建設局	45	○	○	○	○	○		○	
2	〃	〃 左岸	〃	45	○	○	○	○	○		○	
3	〃	摂津市一津屋右岸	大阪府	45	○	○	○	○	○		○	TOC
4	神崎川	下新庄	大阪市	46	○	○	○	○	○	○		
5	〃	出来島	〃	46	○	○	○	○	○	○		
6	寝屋川	今津橋	〃	45	○	○	○	○	○	○		
7	旧淀川	毛馬町	〃	50	○	○	○	○	○	○		
8	平野川	猫間橋	〃	47	○	○	○	○	○	○		
9	寝屋川	京橋	〃	48	○	○	○	○	○	○		TOC
10	道頓堀川	大黒橋	〃	45	○	○	○	○	○	○		
11	安治川	安治川大橋	〃	47	○	○	○	○	○	○		
12	尻無川	河口	〃	49	○	○	○	○	○	○		
13	木津川	千本松渡	〃	48	○	○	○	○	○	○		
14	大和川	河内橋	近畿地方建設局	46	○	○	○	○	○		○	
15	〃	浅香	〃	47	○	○	○	○	○		○	
16	安威川	茨木市三咲町	茨木市	46	○	○	○	○	○		○	ORP
17	猪名川	銀橋	近畿地方建設局	50	○	○	○	○	○			
18	〃	軍行橋	〃	46	○	○	○	○	○		○	

第3 瀬戸内海環境保全対策等に関する関係府県市との協議

瀬戸内海の環境の保全を図るため、府では沿岸関係県・市及び府域の主要河川流域関係市町村と次のような会議を設け、その対策について協議を重ねている。

(1) 瀬戸内海環境保全知事・市長会議

瀬戸内海の環境の保全を図るため、沿岸11府県3市（大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県、大阪府、神戸市、北九州市）により設置（昭和46年7月）され、昭和51年度（第6回会議）においては、①瀬戸内海環境保全基本計画の策定及び後継ぎ法の制定 ②総量規制の推進 ③赤潮対策の確立 ④下水道整備の推進等について協議のうえ、国に対して必要な措置を講じるよう要望を行った。

(2) 大阪湾海水汚濁対策協議会

大阪湾の水質汚濁の防止を図るため、大阪湾沿岸3府県15市7町により設置（昭和47年11月）され、昭和51年度（第5回協議会）においては、赤潮防止対策、下水道の整備促進、廃棄物の適正処理、船舶排水等について協議のうえ、国に対して必要な措置を講じるよう要望を行った。

(3) 淀川等の水質汚濁対策連絡協議会

府域の主要河川である淀川、神崎川、大和川並びに大阪港の水質汚濁を防止するため、流域関係機関により、それぞれ淀川水質汚濁防止連絡協議会、神崎川水質汚濁対策連絡協議会及び大和川水質汚濁防止連絡協議会並びに大阪湾海水汚濁防止対策協議会を組織し、相互に連絡調整を図りながら水質汚濁対策についての協議を行った。